

中小企業向け制度融資



経営革新等 貸付



をご利用ください！



経営革新計画



先端設備等
導入計画

等の実現に取り組む中小企業向けの制度融資です。



融資限度額

1億6,000万円



県の利子補給率
最大

0.47%

(信用保証 任意)

融資
利率

R8.9.1 利率改定

1.85%以内
(固定金利)

融資
期間

最長10年間
(据置1年以内)

「経営革新等貸付」の概要

(令和8年9月1日現在)

区 分	内 容
融 資 対 象 者	原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、特定事業者、組合であって、下記のいずれかの計画に従って事業を行うもの ①経営革新計画 ②農商工等連携事業計画 ③経営力向上計画（新事業活動の実施に限ります） ④地域経済牽引事業計画 ⑤先端設備等導入計画 ⑥特定研究開発等計画 ※⑥はR2.10で廃止
資 金 使 途	各計画の実施に必要な設備資金及び運転資金 ※③経営力向上計画と⑤先端設備等導入計画は設備資金に限ります（運転資金は不可）
融 資 限 度 額	1億6,000万円（新事業展開支援資金合計）
融 資 利 率	所定金利(金融機関)：2.32%以内 利子補給率(県)：0.47%以内 融資利率(申請者負担)：1.85%以内
保 証 料 率	金融機関が必要と認めたときは、県信用保証協会の保証付きとし、年0.58%
融資期間(据置期間)	10年以内（1年以内） （経営力向上保証を利用する場合は設備資金7年。 くわしくは県信用保証協会にご確認ください。）
償 還 方 法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還
担 保 及 び 保 証 人	金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる
ホ ー ム ペ ー ジ	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028448.html

- ・お申込は、下記の申込窓口までお願いします。
- ・お申込みに際しては、金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

◆ 申込窓口・問合せ先 ◆

- ・ 県内各取扱金融機関
- ・ 静岡県経済産業部商工金融課（054-221-2513）
（保証のお問い合わせ）
- ・ 静岡県信用保証協会（054-252-2121）

